

健康コーポレーション株式会社

定 款

平成15年	3月26日	作成
平成15年	3月28日	公証人認証
平成15年	4月10日	会社成立
平成17年	3月8日	改訂
平成17年	3月16日	改訂
平成17年	6月29日	改訂
平成17年	10月28日	改訂
平成18年	2月16日	改訂
平成18年	5月1日	改訂
平成18年	6月29日	改訂
平成18年	10月1日	改訂
平成19年	6月28日	改訂
平成19年	9月1日	改訂
平成20年	6月27日	改訂
平成21年	6月25日	改訂
平成22年	6月25日	改訂
平成23年	6月25日	改訂
平成24年	1月1日	改訂
平成24年	6月23日	改訂
平成26年	6月21日	改訂

健康コーポレーション株式会社 定 款

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、健康コーポレーション株式会社と称し、英文では Kenkou Corporation, Inc. と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 健康食品の販売
- (2) 化粧品製造及び販売
- (3) 食料品の製造及び販売
- (4) ビタミン類の補助食品の販売
- (5) 茶類、清涼飲料水等の飲料品及び酒類の製造及び販売
- (6) 乳製品等の製造、販売及び加工受託事業
- (7) 農産物・水産物及びこれらの加工品の製造、販売
- (8) 惣菜の製造及び販売
- (9) スポーツ娯楽用品の製造及び販売
- (10) 健康に関する文化教室等の運営及び通信教育
- (11) 医薬品、医薬部外品の製造販売
- (12) 医療器具、用具の製造販売
- (13) 書籍類の出版、販売
- (14) 薬局の経営
- (15) エステティックサロンの経営
- (16) フィットネスクラブの経営
- (17) 喫茶、食堂、レストランの経営
- (18) 広告、コマーシャルの企画、制作及び販売
- (19) 経営に関するコンサルティング業務
- (20) 美容用品及び美容機器・健康機械器具等の製造、リース、レンタル及び販売
- (21) 包装資材及び梱包資材の製造販売
- (22) 健康食品・美容機器・化粧品の品質と安全に係る研究と新製品の研究開発
- (23) 電気通信に関連する電話工事全般及び請負業務並びに代理店業務
- (24) 電話受信発信事務代行業務及びコンサルティング業務
- (25) コンピュータソフトウェアの企画、開発及び販売
- (26) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (27) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (28) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (29) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (30) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (31) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (32) 介護保険法に基づく地域包括支援センター運営事業
- (33) 介護保険法に基づく施設サービス事業
- (34) 介護保険法に基づくその他の事業
- (35) 要介護者等の輸送サービス業
- (36) 衣料品、靴、家具、バッグ、アクセサリ、日用雑貨品及び家庭用電気機械器具の製造、輸出入及び販売業務
- (37) デザインの企画及び製作並びにオフィス空間、商業店舗空間等の企画、デザイン、設計及び施工
- (38) インターネットを利用したショッピングモールの運営管理、コンピュータネットワークを利用した物品販売、マーケティング並びに代金決済システムの企画及び開発

- (39) 古物売買業
- (40) 特定労働者派遣事業
- (41) 映画、演劇興行並びにボウリング場その他遊技設備を備える施設及び公衆浴場の経営
- (42) 不動産の賃貸及びその管理
- (43) カラオケ機器・オーディオビジュアル機器及びソフトウェアの販売及び賃貸
- (44) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
- (45) 株式保有による事業活動の支配管理
- (46) 前各号に付随関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式の総数は、100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第10条

当会社の株主は、当会社に対し、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りでない。

(株主名簿管理人)

第 11 条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条

当会社の株式及び新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条

定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条

当社の取締役は、9 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条

当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会決議の省略)

第 26 条

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬)

第 28 条

取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、その取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 30 条

当社の監査役は、3 名以上とする。

(監査役の監査)

第 31 条

監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

(監査役の選任)

第 32 条

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 33 条

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 37 条

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬)

第 38 条

監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、その監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条

会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金及び中間配当金)

第 44 条

当社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

2. 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株

主又は登録株式質権者に対し、中間配当（会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当をいう。）を行うことができる。

（利益配当金及び中間配当金の除斥期間）

第 45 条

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。